
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

平成31年3月12日（火曜日）

議事日程（第4号）

平成31年3月12日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第1号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第2号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第3号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第4号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）について
- 日程第7 議案第7号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第8 議案第8号 平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第6回）について
- 日程第9 議案第9号 平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 日程第14 議案第14号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 議案第 2 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 3 号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 4 号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 6 議案第 6 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）について
- 日程第 7 議案第 7 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算（第 3 回）について
- 日程第 8 議案第 8 号 平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第
6 回）について
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 10 議案第 10 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算に
ついて
- 日程第 11 議案第 11 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 12 号 平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 13 号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 日程第 14 議案第 14 号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議について

出席議員（9名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 河 中 博 子 | 3 番 松 本 二三子 |
| 4 番 加 藤 修 | 5 番 三 島 尋 子 |
| 6 番 江 田 加 代 | 7 番 橋 井 満 義 |
| 8 番 井 藤 稔 | 9 番 松 田 悦 郎 |
| 10 番 山 路 有 | |

欠席議員（なし）

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 深 田 珠 生

午前9時00分 開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。平成31年3月第1回定例会4日目を開会します。昨日3月11日は、東日本大震災から8年がたったところでもあります。全国各地で追悼行事が行われたところでもあります。復興庁の調べでは同震災における死者1万5897人、関連死3701人、今なお行方不明の方が2533人、また、避難、転居を余儀なくされている方が5万1778人、この内鳥取県内には85の方が避難されている状況でもあります。

災害の恐ろしさを知るとともに、8年経った今もこのような状況に置かれていることに、もどかしさを感じる場所でもあります。早く元の平穏な生活に返られることを願う場所でもあります。災害は忘れたころにやって来ると言われますが、今を生きるわたしたちの責任で防災対策、減災対策の充実を誓う場所でもあります。

また、昨日は箕蚊屋中学校の卒業式、176人の中学生が学び舎を後にしました。卒業を祝うとともに幸多き人生を歩んでくれることを願う場所でもありました。例年この3月定例会中は村内外での事業が重なり、議員各位におかれましても多忙な場所と思っております。健康管理には十分な配慮をお願いする場所でもあります。

それでは日程に従い本日の議事に入りたいと思います。

ただいまの出席議員数は、9名です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 議案第1号

○議長（山路 有君） 日程第1、議案第1号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います、質疑は同一議員につき同一議案3回までとなっておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。それではこれから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第2 議案第2号

○議長（山路 有君） 日程第2、議案第2号日吉津教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第3 議案第3号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第3号日吉津村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。少し伺ってみたいと思います。この採用の資格要件の拡大ということなんだろうかと思いますけれども、これ現在、いろいろパートなんかで雇用されて仕事についていらっしゃる方で、該当する人はいらっしゃいますでしょうか。また、雇用された場合のこの資格要件が広がって、これに該当するといった場合のいわゆる処遇上のメリットはなんかありますでしょうか。これが第1点です。

それと、今後枠が広がって採用されていくケースがあるかと思いますが、これはいわゆる一般試験の該当なんでしょうか。あるいは選考採用ができるとして、職指定されるような部

分になるのでしょうか。この2点まずお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします、このたびの改正につきましては、先ほどご指摘のとおり、資格要件の拡大というところがこの条例のポイントになります。この度は、この第5号といいますのは大学を卒業したものという資格要件なんですけれども、この新たに加わります専門職大学というのが、大学制度の中に位置付けられたということで、この専門職大学の前期課程を修了した人も大卒として認めるよというものでございます。

よって、質問の該当者があるかということに関しましては、まだこれからの専門職大学ということですので、まだ該当者はいらっしゃいません。

それから処遇上のメリットということなんですけれども、資格要件が10個ほどございます。そちらの方は横並びというふうに考えますので、特にこちらの資格を持っているから優遇があるとかいうことではございません。

それから2点目の、採用されるケースがまあ選考採用になるのかと、それとも一般的なのかということなんですけれども、先ほども申し上げたように10ほどの要件がある内の一つですので、それは試験としては同じく選考ということではなくて、一般的に試験をして選ぶということになると思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） すみません。もう少しちょっと聞かしていただきたいと思いますが、あの今回のこの改正というのは、たとえば県の西部の方ほどの町も同じなんでしょうかということと、それと今あの、外国人の雇用者を確保するということで国の方の動きがありますよね。早速にあると思いますけれども、やはり外国からいらした方の雇用拡大に繋がる可能性というのは何か見ておられますでしょうか。以上、2点。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） はい、井藤議員のご質問にお答えいたします。今回の条例改正につきましては、その元となります学校教育法が一部改正されることによって、改正するものでございます。よって親法が改正されますので、西部と言わずどこもこれに従って改正をしていくというふうに思っております。ちなみに施行は31年の4月1日から施行ということになります。それと外国人労働者の雇用拡大ということに関連してなんですが、まあこの専門職大学を位置づけるというのは、社会人が学びやすい仕組みを作ろうということで改正されるものでありま

すので、そのここの改正法の説明の中には外国人労働者という文言は入ってきておりませんけれども、外国人労働者の方も、労働者・社会人という枠の一つであると思いますので、そこにも繋がっていくものではないかなというふうには思います。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第4 議案第4号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第4号日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

江田議員。

○議員（江田 加代君） 6番、江田です。これまでにこれに該当するような方はいらっしゃいましたでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員のご質問にお答えいたします。日吉津村では今まではなかったというふうに思います。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。説明をいただいた中でいわゆる施行規則を準用したものを、条例に明記するというで説明いただいたと思うんですけども、これはこの時点で何か、もともとが条例によってということを書いてあったようなことだと思うんですけども、それまあ施行規則の中で運用されとただらうなという、わたし理解しとるんですけども、このあたり何か支障でもあったんでしょうか。あるいは現状が、わたし質問が違うかも知れませんが、もしそれ分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。なぜこのタイミングかというところがあると思います。この条文につきましては、全国の市町村を見ましても条文で明記しているところもあれば、やはりそういった形で施行規則によって準じてというところもありま

す。まちまちとなっております。

国保制度がこの平成 30 年度から都道府県一本化になりました。都道府県一本化になることによりまして、そこの組織している市町村の事務処理の標準化を図らなければならないということがあります。その運用の統一化のためには、それぞれの条例を合わせておく必要があるということで、書いてあるとこ、書いてないところがあっては運用ができませんので、そこはきちっと同じ条文にしておいて、運用をしようではないかということのための作業の条件整備のために、今どこの市町村もこの条文をきちっと明記しようということになったというふうに思っております。以上です。

○議長(山路 有君) 井藤議員。

○議員(8 番 井藤 稔君) わかりました。あのまあ条例の方できっちり明分規定しておいてということだと思えますけれども、これなにかどうですかね、条文に明文できっちりと規定することによって、何かメリッ的なこともありますか。今までできとったものを条例の方に明記することなんですか、何かこういう場合はどうだろうかというやな、もしありましたら紹介していただいたらと思います。

○議長(山路 有君) 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長(小原 義人君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。これまでもですね、あのこれに準じて運用してきましたので、特にメリットということはありませんけれども、被保険者の立場から見れば、そのことが条文にきちっと謳ってあるということが一目でわかりますので、そのあたりは一つのメリットかなというふうに思いますし、先ほど申し上げたように県の事務の標準化を図る上では、やはりしておく必要があることなのかなというふうに感じております。以上です。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 5 議案第 5 号

○議長(山路 有君) 日程第 5、議案第 5 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、三島議員。

○議員(5番 三島 尋子君) 5番、三島です。今回、この期間ですけれども月を少しく譲っていくということで改正がされていますが、この際にですね、1年というか2年というか、この3分割でしてある税率の変え方を、現在の情勢を考えた中で、7パーセントをしばらく続けていくというそういう改正にさせていただくということはないものでしょうか。それを考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長(山路 有君) 石村長。

○村長(石 操君) 賦課をするための、下水道使用料の基礎となる月がうまい具合にいかんということで、2ヵ月刻みでしたので、この度合わせるという改正を出させてもらったわけですが、あくまでも消費税率が上がるという前提でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。消費税の動向、いろいろ言われていますけれども、それはその時に対応すべきだというふうに思います。

○議長(山路 有君) 三島議員。

○議員(5番 三島 尋子君) 消費税はたしかに10月ですので、今後まだどうなるかというのは今はっきり決まったわけではありません。ですが、いろいろ言われておる中では経済厳しいということがありますので、せっかくこの条文を今回改正をしていくということが出されましたので、その消費税ですね、それも見込んだ中でしばらくは様子を見ていくということで、7パーセントを続けるということに変更というか、そういうことをしていただきたいなと思うものですけれども、やはりだめなんですね。

○議長(山路 有君) 石村長。

○村長(石 操君) あの、していただきたいという要望は要望としてわかりますけれども、ここで提案していますので、議員としてこれはいかがかなあという言い方になるべきだというふうに思っていますので、そこまでの受け止め方でご容赦をいただきたいと思えます。以上です。

○議長(山路 有君) 三島議員。

○議員(5番 三島 尋子君) じゃあ、いかがでしょうかということで、よろしくお願いします。

○議長(山路 有君) 答弁が必要なわけですか。

○議員(5番 三島 尋子君) いや、いいです。

○議長(山路 有君) よろしいですか。

ほかに、井藤議員

○議員(8番 井藤 稔君) 8番、井藤です。今あの、下水道の使用料というのは、たとえば今時期でいえば1月、2月で3月の支払いということで多分なっと思ったんですよね。そういうような並びでいくんですけれども、これ、システム改修、だからそういうやな状態ですのであながち前でもいけないのかなという気が、2月3月で4月の支払いになりますんで、その会計年度のからみとかなんとかはちょっと度外視して、思うんですけれどもその改正理由の一つに大きなもんだと思うんですけれども、システム改修が非常に高額になるということで、たびたびなればということなんですけれども、これはどうでしょうか。あのどれくらい掛かって、こんなことしょっちゅうやったらたいへんだなあということであれば、その部分説明していただいたらと思うんですがどうでしょうか。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 井藤議員のご質問にお答えいたします。システム改修に掛かる費用としましては、45万円程度必要ということで見込んでいます。それが1回ずつということで掛かってくるというふうに見込んでおります。

○議長(山路 有君) 井藤議員

○議員(8番 井藤 稔君) わかりました。あの1回につき45万円くらいということですね。これは下水道の徴収といいますか、形態がいわゆる登録世帯といわゆる事業所ということであって、登録世帯は使用料に関係なく掛かりますよね。このいわゆる使用料によって、住民登録していない方は、まあ事業所もなんかもいっしょだと思うんですけれども、そういうような場合両方システム改修がいるんでしょうか。今回のような場合、そのあたりもしわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 事業所等の分についての水量割につきましては、2ヵ月分をまとめて請求されるということで、水量につきましてはたとえば5月に請求されるということであれば4月3月に使用された部分になるんですけれども、それを月で分けて計算するということできませんので、二月まとめた部分になりますので、ですので減免率については違う減免率を使用するということできませんので、ここについてはシステムの修正が必要ないということでございます。

○議長(山路 有君) 井藤議員。

○議員(8番 井藤 稔君) 最後だと思いますので、ちょっと聞かしていただきたいと思います。

だいたいわかったようなわからんようなちよつと、自分にはちよつと理解できん部分がありましたけれども、まあだいたいそういうことかなと思いました。たとえば2月3月で集めたら4月がね、支払いの請求される時期になりますんで、そういうところも合わせて改正後のこういうような月を見られて、されたんかなというふうに思いますけれども、それともう1点ちよつとお聞かせ願いたいと思います。これ、あの消費税の改正に伴うもんで、うちは段階的にということだったんですけども、こういう場合は、システム改修は多少なりとも国の方から補助きますんでしようか。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 国からの助成についてはないものと考えております。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

松本議員。

○議員(3番 松本 二三子君) 3番、松本です。この7パーセント、6パーセント、2パーセントというのを決定するには各自治会を長い間回られて、承認をいただいていたので、ここ書いてありますとおりに9月議会で議決をしているものですね。それが今この4月になって、ゴーする時になってからこれが出てきたというのがすごく不思議なんですけれども、もう確実に7パー、6パー、2パーになるのは分かりきったことだったと思うんですけども、今どの段階でこれに気づかれたってというのがすごく不思議なんですけれども、そこはどの時点でしょう。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 松本議員のご質問にお答えいたします。この減免率を7パーセントに引き下げさせていただいたのが10月からということで、その時点でシステムの改修が必要になってくるということ、まあ、システム自体の改修については、想定しておったところなんですけれども、掛かる経費がかなり高額になるということで、それならばということで9月に議決をいただいた部分であります。経費なりのことを検討した中で1ヵ月ずらさせていただくというようなことで、今回提案をさせていただいたということでございます。

○議長(山路 有君) 松本議員。

○議員(3番 松本 二三子君) では、この各自治会に提案に回っている段階ではシステム改修の代金のことはまったく頭になかったというようなことなんではないでしょうか、どうでしょう。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) ここまで経費が掛かるということを見込んでいなかったわけで、そ

こら辺について検討がちょっと深くできなかったなというふうな反省はしておるところです。

○議長(山路 有君) 松本議員。

○議員(3番 松本二三子君) 最後ですけれども、先ほどの金額、聞いてびっくりです。1回に45万、このシステム改修というのは本当にお金が掛かるので、気持ち的にはこのシステム改修の金額を考えると、もう、1回で変な話が戻しちゃうよという気持ちも無きにしても非ずなんですけれども、消費税のところもそうでした。8パーから10パーに上がるのに、どんだけのお店が潰れるのかなという心配もあるんですけれども、このシステム改修というものに対して、ただそういうわけにはいきません。こういうことで村民さんに回って決定したことです、これは確実にしていただきたいと思えますけれども、ただ、まあ、その段階でまったくそのところが頭になかったというのが、どうなのかなというのがありますのでこれ最後の質問なんです、この徐々に下げていく分とシステム改修の金額を考えてみて、絶対にこれ村民さんの税金ですのでね、システム改修も多分、村民さんに損にはならないってことで大丈夫なんでしょうか。

○議長(山路 有君) 建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 減免率の変更を一月ずらさしていただくにあたりまして、歳入に係る減額分についてシステム改修に係る歳出を比較した際に出ていく部分が多くなるということで、この度一月ずらさしてもらって、プラスマイナスを見たさいにプラスの方が多くなるなどということもありますし、村民の皆様方に対しましても一月分使用料を、安い料率の方で賦課させていただくということになりますので、村民の皆さまには不利益はないだろうというふうに判断しております。

はい、すみません。あの、9月の時点で減免率について順次引き下げをさせていただくということでお願いさしてもらった中で、こういったようなケースを想定することができなかったということは、担当課の課長としましても、ちょっとあのへん申し訳なかったなというふうに思っております。どうも、すみませんでした。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○持議長(山路 有君) ほかにないようですので、質疑を終わります。これから補正予算の議案に入りますけれども、きょうはあくまでも議案質疑ですので、反対とか、質疑ですのでそれをよく考えて、先ほどの7パーを継続してほしいということは、質疑とは少しかけはなれますので、あくまでも議案の質疑ということを念頭に置いて質疑を行ってほしいというふうに思います。

日程第 6 議案第 6 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 6 号平成 30 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。5 点ほど質問させていただきます。まず、6 ページをお願いします。6 ページに繰越明許費がありますけれども、これについて 3、4、5 と民生費、衛生費、農林水産業費となっていますけれども、この明許費につきまして、この事業合わせ歳入歳出含め、財源も含めた中でどういう事業ということの説明をしていただきたいと思います。

といいますのは、プレミアム商品券付事業というのは財源を見ますと総務に入ってきていますが、事業は民生でやられるということですね。で、民生の所を見ますと、社会福祉士とかということだったと思うんですけれども、明細にありませんのでどこから動員して出されるのかなということのを思いました。それも含めて説明をお願いします。

次、16 ページをお願いします。企画費に報償費 954 万 1,000 円というのがありますして、これ村づくり基金がふるさと納税に寄付をしていただいた方への記念品ということだと思いますが、当初に 600 万計上してあります。それにプラス 950 万ということは、合計すると 1,500 万が出ていくということだと思ってしまうんですけれども、出されることだとしていますが、それに対する寄付額は 3,500 万がこの度積立金にされております。

それでパーセントを出してみますと、30 パーセントを大きく上回るんじゃないかなと思って、わたくしが単純に計算をしてみました。30 パーセントで切るということをおっしゃってましたけれども、これはどういうことなのかということの説明をお願いします。

次、20 ページをお願いします。20 ページは農業費でして、農業振興費の中で機構集積協力金というのが 464 万 2,000 円減額されております。これは当初 500 万計上してありまして、ほとんどが減額、全額が国庫補助ですかね、だとは思いますがけれどもこの事業はされたのか、されなかったというとできてないということで減額だと思ってしまうけれども、このことについての説明をお願いします。

それと 22 ページ、消防費の災害対策費、これの備品購入費防災の火災報知器購入で当初に 96 万 7,000 円計上されておりました。それが今回減額の 95 万、1 万 7,000 円ほど支出されておると

いうことでして、これはどういうことなんだろうと思っております。この点も詳しく説明願います。

24 ページ、中学校費ですが負担金が少なくなるっていいことだとは思いますが、当初に1,466万6,000円が計上されておりました、昨年度よりも400万多い予算が組まれておりました。それを今回、300万強を減額していくということは、中学校で計画をされておいた事業といいますか、取り組みがなされなかったのではないかと考えています。中学校の質問につきましては、この議会でできないということを言われていまして、ここの場でしか聞けないなあということをおもいましたので、その点をよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長(山路 有君) 答弁、総務課長、ページ6から、高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。最初の民生費、社会福祉費のプレミアム商品券ですが、財源の方は45万4,000円ということで上がっております。その部分については社会福祉総務費の方で、需用費41万円それから役務費50万ということで、17ページの需用費役務費の41万と9万円の50万円ということで計上してあります。これについては当初どこで入ってくるかということがわかりませんでしたので、とりあえず入の方は総務費の方で組んでおりますけれども、実際に事業になると低所得者の関係と、子育ての関係ということでとりあえず社会福祉総務の方で、商品券ということで組んでおります。

それから夢育む村づくり基金の方ですが、たしかに言われますように当初2,000万の30パーで600万ということで組んでおりました。見込みが3,500万ということでしておりますけれども、実際請求がなかった、未請求だったものがありましてその部分についてまとめて請求がくるということがあって、実際には30パーしかないんですけれども、見込みであったものと未請求であったものを合わせて、今回請求ということで補正をしたものであります。

それから火災報知器につきましては、当初120万3,000円ということで委託料で組んでおりましたけれども、途中補正で備品購入に替えさせていただきました。当初410軒ほど世帯ということで希望を取りましたら122軒だったということで、30万程度の支出をしておりますのでその差額の95万円を減額したということであります。ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長(山路 有君) 清水住民課長。

○住民課長(清水 香代子君) 三島議員のご質問にお答えいたします。6ページの繰越明許費の内の衛生費の保健衛生費、土砂一時仮置き場の新設工事費についてでございます。この事業につきましては、12月の議会で補正予算を上げさせていただきまして承認いただきましたけれども、こ

の事業をします土地の隣接農地の方の、境界の確定とかそういったちょっと事務的なことが遅れておりましたので、事業がどうしてもこれから掛かっても今年度中の完成というのが難しいというところで、ここで繰越明許をさせてもらっております。財源につきましては、一般財源でございます。以上です。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 県営農村地域防災減災事業につきましてですけれども、海川排水路の工事ということでございまして、こちらの方につきましては当初計画に対しまして、増工がなされた部分がありまして補正の方をさせていただいております。今回、繰越しをさせていただくということにつきましては、この7月とか10月の豪雨によりまして、災害の復旧工事の方を優先的に取り掛かるというようなことで、なかなか業者の方がこちらの方に付く時間がなかったというようなことで、設計が遅れたということもありまして今回繰越しをさせていただくということでございます。

[「20 ページ機構集積協力金」と呼ぶ者あり]

○建設産業課長(益田 英則君) もう1点、機構集積協力金なんですけれども、こちらの方につきましては、当初の計画としまして3種類協力金の種類があるわけなんですけれども、一つが地域集積協力金ということで、こちらは地域でまとまった面積を中間管理機構に貸し出された際に補助するという内容で、こちらの方につきましては今回ちょっと契約といたしますか、そういったような取りまとめができなかったということでございます。

もう1点ありますこちら、経営転換協力金といたしますけれども、こちらは農家の方がリタイアされたり、というような形の場合にお支払をさせていただくものなんですけれども、こちらにつきましては10戸計画、予算の部分では見込んでおりましたけれども、この度2戸ということで出さして頂いております。

もう1点耕作者集積協力金というのがありまして、こちらはすでに機構を通じて農地を借り受けられていらっしゃる農家、耕作されている圃場に隣接する圃場を機構に貸し出された際にお支払をするものでございますけれども、こちらにつきましては当初400アール、4ヘクタールの計画を立てておりましたけれども、今回116アールという実績が出ましてこのような結果となっております。以上です。

○議長(山路 有君) 松尾教育課長。

○教育課長(松尾 達志君) 三島議員のご質問にお答えいたします。中学校費の負担金の減の主な

ものなのですが、米子市中学校組合の負担金ということで米子市の方で事務をしていただきながら行っていますが、最終的な見込み額として中学校費の予算額が1億5,300万程度のものでそれから国、県、地方債、その他のものを引いた一般財源を31年1月1日現在の生徒数で按分したものを負担をしています。最終的な実績見込みで増減のあった主なものでお話しをしますと、中学校費の事務局費の中で各種大会派遣補助ということで70万増としております。

学校管理費の中で学校主事、司書の見込みが12万円ほど減、あと体育館の屋根の補修工事、これの最終的な請負工事費が37万8,000円の減、それから教育振興費の中で要保護児童、準要保護児童それから特別支援教育の就学奨励ということでこれの実績見込みが116万円の減、少人数学級の協力金400万円の減、それから保健体育総務費の方で給食委託費が68万円の増、準要保護の給食費の扶助費が50万の減、元金借入れですね、元金の分の実績見込みとして250万の減と主なところでそういった一般財源的なところが減となっていますので、日吉津村の方も負担金の減が生じたということであります。以上です。

○議長(山路 有君) 三島議員。

○議員(5番 三島 尋子君) 6ページのプレミアムの商品券の事業の件ですけれども、財源のことは理解しましたが、ここの明細のところにもそういう商品券を出すというそういうことの明記はしないもの、書いてありました。先ほど聞いた中では、社会福祉費ということになっているけれども、児童っていうことを先ほどあったように思いますが、その点はいかかなものなのでしょうかということ。

それと土砂の件も了解はしました。県営農村地域防災減災事業につきましても、まああの豪雨があったので事業が進められなかったということもあったようです。

次あの、寄付金の記念品の件なんですけれども未請求ということがありましたね、未請求分があったということがありましたけれども、どういうことなのかそれをお知らせ下さい。いくらそれが入ったのかということ。

農業費の説明も受けましたが、地域集積の協力金というのが一番大きいものだと思っておりますけれども、これが当初8ヘクタールが計画してありますということで聞いてました。これがぜんぜんできなかったということなんですよね。今後ですけれども、向けてこれはこういう計画がやっ
ていけるか、やっ
て行けないといけないとは思いますが、どういう状況にあるのかということをお聞きしたいと思います。それと耕作の集積これも繋がっていると思っておりますけど、耕作者が集積協力金を払っていくということでして、当初の計画から約4分の1になっています。全体

を通しまして農業関係たいへん厳しい状況にはありますけれども、どういうふうに、こうあの次の年度の事業にも関わってくることで、その点をもう一度答弁をしていただきたいと思います。

○議長(山路 有君) きょうはあのテレビ中継もはいつておりますので、先ほども申し上げたとおり、マイクの方に向かってできるだけ声は通るように、村民の方も見ておられますのでそのあたりを特に注意していただきたいというふうに思います。

小原福祉保健課長。

○福祉保健課長(小原 義人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。まずあの、プレミアム付き商品券の件なんですけれども、こちらは30年度の国の補正予算ということで急に上がってきた事業でございます。2月の中旬ぐらいに県の説明会があってまだ詳細は明らかになっていない段階なんですけれども、わかっていることをちょっと説明させていただきたいと思います。

こちらはですね、地方諸費税の10パーセントの引き上げが低所得者、それから子育て世帯、子育て世帯というのはゼロから2というふうに限定されておりますけれども、その消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起下支えする目的として、プレミアム付き商品券の販売を行う市町村に対し、その実施に必要な経費を国が全額補助ということで今は計画がされております。

そして国の予算では30年度で事務費の部分について内示が出ておまして、その内示額が日吉津村は45万4,000円というものでそちらを組ませていただいております。内訳としては消耗品、事務用品関係に6万円、印刷製本費これは商品券になりますけれども、こちらに30万4,000円、それから通信運搬費ということで9万円ということで45万4,000を組んでおります。

それから事業としましては、すべて来年度への繰越事業ということになりますし、31年度予算につきましてもまだ事業費は組んでおりませんで、補正予算で対応するということになっております。対象者がですね、先ほど低所得者、子育て世帯と申し上げました。これはですね、住民税非課税者、基準日は2019年の1月1日ですけれども、こちらの住民税非課税者の方、そして子育て世帯といいますのは、具体的には3歳未満の子が属する世帯の世帯主ということになっております。この基準日は6月1日が想定されております。

それで制度の内容なんですけれども、以前にもプレミアム商品券というのがありましたが販売額2万円の商品券を買っていただくと、券面額、実際の価値が2万5,000円のものになるというものでございます。それが上限、そして子育て世帯に関しましては、子どもさんの人数をかけた

ものまでが上限になるということで、2人いらっしやったら4万円まで買えるということになります。そして額面は5万円ということになります。こういった制度でありまして、実際の制度開始は来年度になってからということでございます。以上です。

○議長(山路 有君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。繰越明許費の50万の部分が明細が書いてないという質問でしょうか。それは17ページの出の方に書いてないという意味でしょうか。

はい、あの基本的に予算の説明の中で消耗品なり、印刷製本についてはほかの科目も同じように消耗品、印刷製本というかたちで書いておりますので、一応事務費ということで特にここにプレミアム商品券という事業名を載せてないということで、ご理解いただきたいという具合に思います。

それからふるさと納税の夢はぐくむ基金の記念品の未請求だった理由についてはちょっと確認をしておりますので、休憩をさせていただいて確認を取らせていただきたいと思います。

○議長(山路 有君) そうしますと、次の質問、益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則君) 機構集積協力金の関係でお答えしたいと思いますけれども、この3つある中で、1番メインとなります地域集積協力金、こちらについてが国の方の方針としましても、こちらをメインで進めて行くということでございまして、他の2つに比べまして進め方が地域の方々に同意を得ながら進めて行くということでございますので、皆様方にお集まりいただいた中で、趣旨説明をした上でお知らせさせていただきます協力金の使い道であるとか、そういったような細かいところも決めていかなければならないということでございますので、そちらの方につきましても、次年度についてはしっかり取り組んで行かなければならないなというふうに考えております。

耕作集積協力金につきましては、結果として見た場合にこのようになったということで、こちらの方が計画しておったからできるというのではなく、農家の方が貸し出されると、そのものが結果的に従来担い手の方、機構の方で手上げされておる方の農地の隣接する場所だったという結果だったのかなというふうに考えておりますので、まあこちらについても今後、皆様方にこういったような制度があるというようなことは周知をしていかなければならないなというふうに考えております。

○議長(山路 有君) 三島議員、この寄付金30パーを超えているんじゃないかということで、資

料を調べて時間が多分かかるんでないかなと思うんですけども、後からということにはいかないですか。今分かった方がいいということでしょうか。

○議員(5番 三島 尋子君) 今わかればいいと思いますけれども、未請求分が入っておることでしたよね。

○議長(山路 有君) 総務課長、暫時休憩とりますけれども、時間いくら位で調べることができますか。

○総務課長(高田 直人君) できるだけ早急にしたいと思います。

○議長(山路 有君) 早急、いや早急も5分も早急かも知らんし、5分ぐらいで。

そうしますと、暫時休憩ということで10時5分から再開したいと思います。議場にそのまま居ていただいて、5分間休憩を取りたいと思います。

午前 9時58分休憩

午前10時 2分再開

○議長(山路 有君) 再開したいと思います。

高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 失礼します。三島議員のご質問にお答えいたします。900万ということで12月の未請求分と全体的に配送料が含まれているということで、配送料分もありますので、配送料を引いて計算しますと返礼品だけで見ると30パーセントということで、950万のうち400万、500万の配送料も含まれているということでありますので、実際には3,500万の30パーセントが返礼品で、それ以外は配送料ということでご理解いただきたいと思います。

○議長(山路 有君) よろしいでしょうか。

ほかに、江田議員。

○議員(6番 江田 加代君) 6番、江田です。ちょっと質問項目、7項目で多いように思いますけれどもお願いします。簡単にご答弁いただける内容と思っております。

まず1点目ですけれども、11ページお願いします。民生費負担金、保育料負担金の180万7,000円に関してですけれども、これまで説明では公定価格で算出した一般財源をプラスして、保育所に給付する金額だという説明を受けてきました。その時に、公定価格には滞納繰越分は含まれていないので、一般財源は充当しないという説明も受けた記憶がありますが、その滞納繰越分は一般財源を充当しないというそのあたりの説明をお願いします。そのところで、今の現在の滞納状

況もわかれば教えて下さい。

2点目が14ページの、南部箕蚊屋広域連合の負担金過年度分というところですが、昨年の12月議会にいただきました資料の中に、介護給付の制限対象者が本村にもあるというような資料をいただきました。その方が介護が必要な状況の方であるのかどうか、もしわかれば教えて下さい。

3点目が16ページのうなばら福祉事業団補助金です。毎年5月にこれまで運転資金の借り入れをしていると、年度内に返済が必要だという説明を受けましたが、30年度についてはいくら借入れをされたのかということと、それとこれまでに広域連合に支払う納入金は、消費税分を差し引いたものだと説明を受けたやに記憶しておりますが、そのあたりの説明もお願いします。もし、わたしの聞き違いであったらそのようにご指摘ください。

次、17ページの社会福祉総務費、扶助費、居住困難者住宅補修助成が当初予算から全額カットしてありますけれども、利用者がなかったということだと思いますけれども、どのような制度でしょうか。回答をお願いします。

それと19ページです。生活保護扶助生活保護費の350万4,000円の減額ですが、入院の方が減ったという説明を受けました。このことによって生活保護費の支給対象者が補正前と補正後で変わったのでしょうかということです。人数です。

後は20ページをお願いします。後期高齢者広域連合の負担金ですが、保険事業費になっておりますがこれはどのような事業でしょうか。

次が23ページの教育費奨学資金貸付105万円の減額ですが、30年度の現在までの実績を数で教えて下さい。

23ページの第3子以降園児保育料無償化補助金の減額についてですが、この実績はどうかということと、該当者の数を教えて下さい。

最後に扶助費の要保護準要保護児童就学援助金についてですが、この実績の人数とこれはもう支給されましたでしょうか、いつ支給されるのでしょうか。以上の点についてよろしくお願いします。

○議長(山路 有君) 総務課長、ページも言ってから説明、いきなり入らんように、何ページの説明しますということでもらわんと、よろしくお願いします。

高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 江田議員のご質問にお答えいたします。16ページのうなばら福祉事業

団補助金の関係ですけれども、西部広域の方に支払います 2,500 万円の方は消費税込みということで支払っております。借入金については当初 2,000 万円ということです。以上です。

○議長(山路 有君) 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長(小原 義人君) 江田議員のご質問にお答えいたします。11 ページの、保育料の負担金でございます。公定価格には滞納繰越分をなぜ入れないかということなんですけれども、まあ公定価格といいますのは、算出方法は年度精算ということになりますので、まあ利用者負担、つまり保育料の利用料ですね、こちらも、その年度に入ってくるものが対象ということになって、滞納繰越分は計算上含めないということになります。その年に入ってこなかったものについては、いってみれば村が立替えて公定価格にたして入れ込んでいるということですので、翌年度以降、滞納繰越分として入ってくれば、それは村の財源として使うということになるということになります。

それから続きまして、介護保険の方で制限の対象者ということでございます。こちらの方はまあ 1 名いらっしゃいまして、介護サービスは、利用は今されていない方でございます。それでいつまでということも決まっております、もう 31 年度中にはまた制限が解除になるということになります。

続きまして、17 ページの居住困難者の住宅補修助成ということですが、ご指摘のとおり 100 万円の予算を組んでおりましたが、実績がなかったということで全額落しております。これは村の単独事業でございまして、たとえば災害等で住宅がですね、損壊した場合等の緊急的な補修のための予算でございます。そういったケースがなかったということで、落とさせていただいております。

それから続きまして、19 ページの生活保護費でございます。医療費扶助が減少したということで減額をしておりますが、補正前と補正後といいますとですね、このあたりで非常に動きが激しくありました。若い方の入院されている方ですとか、大きな病気をされている方、こういった方がちょっとまあ、新に加入されたり、そして転出されたりというようなことがございまして、トータルで見ると、やはりちょっと、医療費扶助を 9 月補正の段階では多めに組んでいたものから、そこのプラスマイナスはあったんですけれども減額の方が大きいと、実績が少なかったということで減額をさせていただいております。

それから 20 ページの後期高齢者広域連合の負担金なんです、保険事業費ということなんですけれども、事業名としては老人医療事務ということで、こちらについては以前からここで組ませ

ていただいております。以上でございます。

○議長(山路 有君) 松尾教育課長。

○教育課長(松尾 達志君) はい、江田議員のご質問にお答えいたします。23 ページ奨学資金貸付金の実績ということですが、継続の3名に貸付を行っております。この度の減額は見込みで入れていたものが、申請がありませんでしたので減額をさせていただいているということですし、その下の負担金補助及び交付金、第3子以降保育料の関係ですが、第3子以降の実績は1人で、金額もということでしたね。実績の金額ですが、27万6,000円、幼稚園就園奨励費実績が9人42万2,600円ということです。この減額につきましては当初見込んでいた数字よりも減ってきておりますけれども、対象になるだろうということで計上していた人数の中で、幼稚園から保育所に転入された方、それから転出をされた方等ありまして人数が予算よりも減ってきているのでこの度実績見込みにあわせて減額をさせていただいております。

次が、24 ページ扶助費要保護準要保護児童補助金ということで、人数をとということですが、これが27人が対象となっています。で、学用品費、いわゆる1学期、2学期、3学期ということで、学期ごとにお支払しているこの学用品費、それから来年度新入学になる新入学1年生、これは1月まで認定した新1年生の部分については、3月25日に支払う予定で、この度のこの補正をさせていただいておりますのは、予算が20名のところから27名の増、認定が7名の増になりましたので、この部分の給食費の方がたりなくなるので、この補正をさせていただいて議決後すぐ、支出をして行きたいなあと思っているというところでの増額の補正予算です。以上です。

○議長(山路 有君) 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長(小原 義人君) はい、先ほど江田議員の答弁の中でわたくし生活保護のところ加入者という表現をしましたがけれども、被保護者の誤りですので、すみません訂正させていただきます。

○議長(山路 有君) 江田議員。

○議員(6番 江田 加代君) ありがとうございます。先ほどの保育料の件についてですけれども、今のところ滞納状況はどのようになってますでしょうか。

○議長(山路 有君) 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長(小原 義人君) 江田議員のご質問にお答えいたします。今のところ総額でいいますと100万ちょっとあります。というのが現状でございます。

○議長(山路 有君) 江田議員。

○議員(6番 江田 加代君) 今いっしょに質問すればよかったのですけれども、うなばら荘についてですけれども、そうしますと2,500万円から消費税分を引いたものが納入金ということに理解すればいいですか。込みで2,500万円ということは、あらたに消費税として支出するんじゃないくて、納入金ということで会計は処理はしてあるんですか。

○議長(山路 有君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 江田議員のご質問にお答えいたします。納入金としては、2,500万円です。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

松本議員。

○議員(3番 松本 二三子君) 3番、松本です。最初に入の方ですけれども、14ページ太陽光発電収入小学校というので15万円がプラスになっておりますが、これが例年どおりなのかどうかというのをお聞きします。

歳出の方で15ページですね、総務費の一般管理費の西部広域行政管理組合負担金300万2,000円、これ説明の時に不燃物と聞いたんですけれども、これの説明を、300万大きいのでこれの説明をお願いします。

16ページの路線バス運営負担金という41万5,000円のプラスがありますが、これは普通に走っている路線バスなのか、最近出てきた左まわり、右まわり、あれもプラスしたお金なのかというのを聞かせて下さい。

次が26ページ社会体育総務費、日吉津村スポーツ推進支援事業補助金、この時期だいたいマイナスなんですけれども、ここで7万4,000円がプラスになっているこれは何か。いいですか。お聞かせください。それとその下の体育施設管理費トイレ清掃委託料のマイナス3万円、このトイレはどこのトイレか教えて下さい。以上です。すみません、もう一つありました。いいですか議長。

○議長(山路 有君) いいですよ。

○議員(3番 松本 二三子君) 先ほど出ていました22ページ、同僚議員からも出ましたが火災報知器です。これは委託料から購入費に変わったのが、消防団の人に取り付けてもらうというのが理由だったように思うんですけれども、122軒と先ほど出ました。火災報知器は1軒に1個付くものかどうかはわかりませんが、寝室、寝ているところに付けていくもんだと思ったんですが、これはたしか交換だったと思うんですけれども、122軒なので122個買ったのか、1軒に

何個か付けたのかということもあると思うんですけどもその辺のところと、消防団さんがその122軒全部回られて付けたのか、これから付けるのかはわかりませんがその辺のことも聞かせてください。以上です。

○議長(山路 有君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 松本議員のご質問にお答えいたします。最初に15ページの西部広域行政管理組合の負担金ですけど、主なものということで、前回も話をしましたように、一応火葬場費、それから不燃物処理費、最終処分費等々全体で9,817万7,000円の補正がありましたので、それを町村ごとの負担ということで、日吉津村の方が303万9,000円の減額ということになります。

それから路線バスについては、県の方から申請のあったもので路線が3路線あります。その関係の負担金が増になったということでもあります。新しいバスではありません、はい。

火災報知器について当初は、業者にとということで委託料で120万3,000円組みましたけれども、業者がなかなかむずかしいということで備品購入の方に変更させていただいて、消防団の方で付けたということであつたんですけども、410世帯ということで当初考えておりましたけれども一応希望を取りまして、122軒の方が付けてほしいということで、自分で取り付ける方と消防団が付けるということで、振り分けてですね、希望を取って消防団の方で付けていただく方については、自分の希望のところですね。寝室とか付けてあるところで交換する場所を決めていただいて交換したということでもあります。1個です。以上です。

○議長(山路 有君) 松尾教育課長。

○教育課長(松尾 達志君) 松本議員のご質問にお答えいたします。14ページ太陽光収入の15万円増額補正してあるが、例年はどうなのかということですが、申し訳ありません。ちょっと例年の資料手元に持って来ておりませんので、他のことを答弁させていただいた後、ちょっと時間をいただけないでしょうか。

出の方が、26ページ日吉津村スポーツ支援事業補助金というところですが、これがこの補助金を年度の途中で創設をさせていただきました。対象になるであろうという者がいますので、この度補正をさせていただいて、その後申請を受けてというところですが、サッカーに出場される方が2人、トライアスロン2人、ソフトテニス1人ということで、5名程度の補助金対象者がいるということで補正をさせていただいております。トイレ清掃の委託料の場所はどこかということですが、元気もりもりハウスのトイレが汚れているということで、長年の付着した汚れ等あり

ましたので業者に委託をするということで予算をさせていただきまして、5万4,000円の予算額に対して、2万4,000円の実績でしたので、この度減額をさせていただきました。

○議長(山路 有君) 松本議員。

○議員(3番 松本 二三子君) だいたいわかりましたが、先ほどの日吉津村スポーツ推進支援事業ってというのは、これは前からあったのかわかりません。どういう人を対象にというのはちょっと聞いてもいいですか。

○議長(山路 有君) 松尾教育課長。

○教育課長(松尾 達志君) はい、松本議員のご質問にお答えします。本年度の途中で創設をさせていただきました中国大会、全国大会等、大きな大会に出場する選手の応援をしようということで、その参加に掛かった費用の上限がありますが2分の1というところで、その大会の主催者、内容等を審査をし、そして掛かった経費の内容も審査をさせていただいた上で、先ほども繰り返しになりますが、サッカーとかソフトテニスとかそういったところに出場している選手等々がありますので、この度補正をさせていただいて、申請を受けて補助を支給したいというところで補正をさせていただいております。以上です。

○議長(山路 有君) 松本議員。

○議員(3番 松本 二三子君) はい、わかりました。トイレですけれども、これは元モリ、わたしは何回も何回も質問させていただいてやっときれいになった。今朝見てまいりました。きれいになっていましたが、トイレトーパーがちょっと付いてなかったのは残念だったんですけど、すごくきれいになっていたのでよかったなと思います。

太陽光の何を聞きたかったかという、ちょっと前に太陽光の上のところをかまったという辺なんですけれども、直しておられたのかな。上の太陽光の設備のところをそれと関係があるのかなと思って質問したんですけれども、いつもこれくらいだっというなら、あまり関係ないだろうと思ってお聞きしましたので、また後で教えていただければいいと思います。以上で、いいです。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員(7番 橋井 満義君) 7番、橋井です。2点ほどお伺いをしたいなというふうに思います。これは平成30年度の予算に対する補正でありますので、要するに昨年度の最終的な予算の修正であるということでお伺いをして行きたいというふうに思います。

ちょっと、2点ほどについてなんですけどページでいいますと15ページ、これは本定例会においての一般質問でもさせていただいた件でもありますが、ここの一般管理費の財産管理の部分についての用地購入費の2,000万の減額分、そして次に21ページに商工費のこれは小口融資の預託金の部分が381万9,000円の減額補正となっております。もとの補正前の額の631万4,000円から補正がこれが318万9,000円、合わせて負担金等の部分もあるんですが、これらについてのお伺いをしたいなというふうに思います。

まず小口融資の部分については、これの減額補正に至る経過とその内容の詳細をまずご答弁をいただきたいということと、この用地問題については、るる質問を今までもしてきたわけですが、これについての時系列の理解をしておきたいなというふうに思います。

これは去る12月定例会において、これらの土地交渉に至る金額総額が1億7,520万1,555円が計上され、それが提示をされてきました。その際、めいめいの筆がたくさんあったわけですが、8筆9筆でもっとあったかもわかりません。ちょっと今調べます。が、あったんですが、それらのめいめいの詳細の土地単価といいますか、価格がわからないので出して下さいよということで、ようやくこの度の3月定例会において、各地目及び面積についての価格が提示をされてきました。

それで今回は、2,000万円の減額ということになっております。それで、12月の時点で1億7,520万ほどの金額はすでに提示をされておったんですが、今回2,000万円の減額補正をされておられるわけですので、12月で決まっている段階からこの2,000万円を、この3月に減額するというこの部分のタイムラグは、なにが要因で今回2,000万円の補正をされるに至ったかということの経緯というか、内容を説明をいただきたい。その2,000万円が、同じタイミングでできなかったかということなのか、なぜ3月のここにおいて2,000万円の減額なのかということをお聞きをいただきたいと思っております。

○議長(山路 有君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 橋井議員のご質問にお答えいたします。15ページの用地購入費ですけれども、金額的にはその当時12月の時に1億7,500万くらいだったということではありますけれども、その時点での補正にならなかったということでそれはご理解いただきたいと思っております。

今回2,000万ということで若干残した部分については、土砂置き場の周辺の土地の関係がありましたので、そのやり取りがまだ残っているということで、若干残させていただいたということで、その辺も含めて今回補正をさせていただいたということになります。以上です。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則) 橋井議員のご質問にお答えいたします。21 ページの小口融資預託金についてですが、こちらにつきまして当初計画しておりました分について、新規預託分がこちらが銀行貸付分1件、信用金庫貸付分1件合わせて2件分を新規貸付の予定と上げておりましたけれども、実際には新規の借入れがございませんで、これまでありました2件についてのみが今年度実績ということでございましたので、減額で補正をさせていただくという内容でございます。

○議長(山路 有君) 橋井議員。

○議員(7番 橋井 満義君) 今の商工費の借入れの分については、2件の見込みがあったけれども、その見込みに対しての借入れがなかったということの理解はできました。これはなにを申し上げたいかといったら、今アベノミクスの成功例の云々ということをおっしゃってありますが、村の商工業者の方々もこれは結構魅力的な借入制度を村が設けているにもかかわらず、あえて今借入れを起こして新規事業に向かっていこうという、どうもそのような経済状況にどうもないなということが、わたしも実はこの商工費の借入れの部分についての逆に不安を抱いているところでもありますので、今後は課長の担当のところでは、これらの事業をやっているよということをもっとアピールをされて、鋭意努力をして、村の商工会に対する支援のあり方というのは広めて行かれるべきかなというふうに申し添えておきたいと思っております。

それから土地の話ですが、その2,000万云々ということの部分で、先ほど課長の答弁では土砂の堆積置場の云々というところが、次年度に繰越額ということでまるまる出ておりました。要するに今吉の180番地の1、土砂置き場1733平米であります、これがなかなかうまくいかなかったということで、2,000万円をそこでということの答弁に受け取れはしましたけれども、まあそのように受け取れたわけです。

それはそれでいいですよ。だけでもさらにちょっと話を元に戻しましょう。この2,000万円の戻しの云々というよりも、そもそもこの土地交渉における1億7,500万円の部分が土地取引における売り買いがありましたね。相手に売った分、買い戻した部分の土地があります。売却部分が売ったものが1153平米、今の田園居住区の中の、この間一般質問で言いました小さな区画だけでも、一番最後の将棋の詰将棋の一番肝心の土地だった127平米を売却された。それから今吉の140の1、141の1、これはうなばら線沿いの合計約1000平米で1反分ですね。条件としては沿線沿いの優良地であります。これを売却、そして当事者からの買い取り土地が1100というこ

とで述べて1億7500ということであります。

それはそれとして、これに関わる土地取引に関わる消費税というものはどういうふうな処理をされているんですか。土地取引には関わる消費税発生しますでしょう。その消費税の話と、これらの今の土砂置き場の部分はこのけたにしてもですね、これらを交換をしたり、多分めいめいの土地が大きい区画ですから分筆、割ったり足したりはされていないでしょうから、この筆のままでの異動が発生してしまいますよね。そうすると土地取引に対するこれ登記のあり方という所有権移転が発生してますよね。それらに対する、まあだいたい行政って登記をされてない土地が結構多いんですけども、行政は外部から浸食されないということがお思いなのかどうか知りませんが、結構未登記のものが多かったりするんですけども、この登記上の経費とかですね。不動産取引に関する消費税のあり方というのはどのようにこれ処理をされたんですかね

それがこの今回の1億7500数万円と、今回の2,000万円の中でどういうようにそれは処理をされてこられたのかなということが、それができれば今回の補正額の云々というのの、最終的な理解をするところになるのかなというふうに思ってますけれども、いかがなもんですかね、その辺は。

○議長(山路 有君) 石村長。

○村長(石 操君) 商工会の小口融資の貸付金の関係は、これは預託をなんぼするかというのは、うちとしても検討していかないけんということだと思っています。従来のように小口融資の預託金はこれ以上に有利な制度が商工会扱いの、正式な名称はわかりませんが、無担保、無保証のマル経資金というやつが出ていますので、そっちを先に使われると、それを使われるということで小口融資の方は審査会と、審査会は商工会の方でもマル経資金についてはされると思いますけれども、いわゆる保証人が小口融資はいるということですので、その違いが出ますので、マル経資金の方がスピード感があるということで、そちらの方を優先して融資が行われるということだと思いますので、小口融資のあり方というのは従来のようにはいかないと。従来のことから考えると、役割が軽減しておるといふふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから消費税、いわゆるその土地取引の消費税の扱いについては、ちょっと休憩をしていたくとはっきりしたところ確認をしてお答えしたいという、以上です。

○議長(山路 有君) そうしますと再開は10時55分から行います。

午前10時42分休憩

午前10時55分再開

○議長(山路 有君) 再開します。橋井議員の質疑に対する執行部の答弁を求めます。高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 橋井議員のご質問にお答えいたします。ひとつは2,000万円というのは当初2億予算を組んでおりまして、12月議会で議決を得ましたので12月の議決後に支払いということで1億7,500万を支払っております。

その関係で、3月で2,000万円を減額させていただいたということでもあります。それから消費税につきましては、不動産に関する消費税の非課税取引の対象ということで、土地の購入代金がありますので、その関係でこの土地の売買については、消費税はないということでもあります。

それから、相手方の方に売りました3つにつきましては、登録免許税等が掛かっておりますので、それで支払いを行っていただいておりますということでもあります。村の方は買い取っておりますけれども、登記料等も地方公共団体ということで掛かっておりません。以上です。

○議長(山路 有君) 橋井議員。

○議員(7番 橋井 満義君) 今の2,000万円の、今回の補正額云々というのは当初予算から、今回の合計額を引いた残りの額であるということは理解をさせていただきました。それから消費分については、地方公共団体の行う行為であるということ、減免対象になるということの説明かなというふうに理解をしました。

それで売却の云々というのが、1,2,3筆あったわけですが、これについての説明の先ほどの中では、この登録免許税の云々とこれは対象にならないということであるのか、どういうふうな理解をすればいいのかなということが、ちょっと理解ができなかったもので、そこまずはっきりしていただきたいというのがまず最後のこの質問になりますので、そこをもう一度はっきりとご答弁いただきたいなというふうに思っております。まあこれの土地の部分については、もう今定例会のこれが最後の話で、これを終わるとということの中でこう質問させてわたしもいただいておりますので、今までこういったいきさつがあった中で今回の土地取引において、これかなされたということでもあります。それで最後にさっきの再質問の点と、今の登記上のですね、名前の入れ替えが必ず生じてくると思っておりますので、登記簿上のそこが完結をするということとは要するに、所有権の名義がきちっとそこで終わるのはいつをめどということでお考えになっておられますか。というのがね、今の残土置き場のところが一番どうも最後のネックになってお

るようなんで、残土置き場というか、土砂の処理場の云々、どうもあそこ結構土地が難しい要件があったということで今回も繰越明許で送っておられるわけで、それらを含めてですね、だいたい目途としては、たとえば次年度でもそれはかまわないわけですがけれども、次年度のたとえば5月中には終われる方向で向かっていくんだとか、そういうふうなひとつの方向性を、やはりここではお示しをいただきたいなというふうに思いますので、その辺の見解を一言お願いします。

○議長(山路 有君) 石村長。

○村長(石 操君) 予算の減額のことはご理解いただいたと思いますけれども、土地取り引きにつきましては、まずあの印紙税法ということで契約においては印紙でもって税を払うと、金額によって印紙の額が違うということで、印紙税法で土地取引は契約が成立するということが一つあります。それから不動産の売買において不動産を取得された方は、県税ですがけれども、3パーセントかな不動産、3パーセントだな。不動産取得税を払われなければならないということで、土地の売買取り引きについてはそれで終わり、税は終わりです。消費税はありません。それから登記に伴う登記の所有権移転に伴う登録免許税ということをお払いますので、税はそれで登記に関する経費はありますけれども、法務局に払う経費はありますけれども、そこにあわせて登録免許税を払うということですので、これで税は全部終わりということになります。

それから所有権はすべてもう村に移転をしております。それから残土の一時置場、仮置き場がありますけれども、これは繰越しをさせていただいたのは工事の進ちょく上の問題でございまして、所有権が云々ではありません。所有権はすでに村の方に移っております。となりの隣地との境界を確認をしたりしてそこに手間が掛かって、工期がいわゆるその直接的な土木工事の工事が3月末までに終わらないということで、田植えが始まる時期までを完成を目途にして、繰越しをさせていただくという内容のものでありますので、以上で橋井議員のご質問にお答えができたのかなあというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(山路 有君) ほかにありませんか。

三島議員。

○議員(5番 三島 尋子君) すみません。声がきょうちょっと悪くて通らないかも知れませんが、2点、すみません。お願いいたします。15ページの昨年度もしたように記憶しておりますけれども、一般管理費で委託料で職員の健康管理についてでありますけれども、委託料が21万1,000円減額、そして例年ですがけれども、産業医の委託料が26万円まるまる減額になっております。産業医というのは大へん重要だとわたくしは思っております。職員の健康管理をする上において、

どういふお考えを持っておられるのかなといふことをお伺いしたいと思ひます。

産業医といふことについて調べるではないですけれども、職員の健康を考えた時に、自分は少し調子が悪い、みんなにこう言えるような、病気じゃないんじゃないかと思つた時にですね、産業医に相談に行くと、それは、費用はもう公務で出ていただいているので費用は掛からないでしょうね。一般に、自分が医療機関に掛つた場合は費用を負担しないといけない。公務の上において、自分が調子が悪いと思つた時に相談するっていう重要なお医者さんといひますかね、相談役さんだと思ひます。

そして産業医さんはだいたい決まっていますのが、月1回は訪問をしていろいろ相談に乗るとかといふのがありますが、でも今は2ヵ月に1回ぐらいになっておるようです。その点において、現在いろいろなところで、時間外労働とかいろいろそういうことが言われておりますけれども、まあ日吉津村の役場においては、わたくしはないだろうと思つて解釈はしてまますけれども、職員健康管理からいひてですね、この点についてどうお考えなのかといふことをお伺いしたいと思ひます。

それと商工費の方で、負担金補助が新規創業支援といふのが当初50万組んであつたのが、まるまる減額されております。これは、地方創生に関わる事業ではないのでしょうか。この点について、もう少しPRもいっただのではないかといふことも思ひますが、せつかく組んでいただいているものが使えないつという状況、どうお考えになっているかといふことをお伺ひします。

○議長(山路 有君) 高田総務課長。

○総務課長(高田 直人君) 三島議員のご質問にお答えいたします。職員の健康診査については、全体的にちょっと受診が少ない部分があつたといふことで、若干減額させていただいたといふことでありまして、職員については受診をされております。

それから産業医については、ご指摘のとおりで鋭意努力しておりますけれども、なかなかみつからなくてですね、大へん職員にも迷惑かけているかなと思つて、今後も鋭意努力していきたいといふ、必要性は感じておりますので、その辺でいただきたいと思ひます。

○議長(山路 有君) 益田建設産業課長。

○建設産業課長(益田 英則) 三島議員のご質問にお答えいたします。新規創業支援補助金につきましてこれは地方創生に該当するといふことでございまして、50万円の予算付けさせていただいておりますけれども、全額減といふかたちで今年度につきまして、新たな新規の創業者該当の方がいらっしやらなかつたといふ結果になっております。

なかなか難しいところではあるんですけども、米子日吉津商工会等と連携をとりながら、引き続き取組みはして行きたいなというふうに思っておるところです。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第7 議案第7号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第7号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第8 議案第8号

○議長（山路 有君） 日程第8、議案第8号平成30年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第6回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。5ページをお願いします。公課費で減額の296万円というのがされております。当初600万組んであったと思いますけれども、この公課費の計算ですけれども、30年度においてですね、この消費税を支払わなければならない科目、科目と申しますか項と申しますか、そういうものを聞いた方がいいか、かからないものの方を聞いた方がいいのかですけれども、半額になっています。その点において、これがいつもたくさんの増減がありまして、工事があればその支払った税額、消費税は差し引くということになっていますので、その点は考えられますけれども、今年度どういうことでこういうふうになったのかなということをお聞きします。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員のご質問にお答えいたします。当初予算におきまして600万ということで計上させていただいておりましたけれども、30年の9月の時点で算出させて

いただいて、中間納付額につきましてこちらの方が319万500円ということをございまして、こちらの方の部分との相差についてが、今回減額をさせていただく部分になるわけなんですけれども、その対象となります部分につきましては工事費でありますとか、支払いをした部分について後は収入の部分、使用料の部分についてということになってくると思います。支払いの部分に対すところの収入の部分、ここの部分の相差についての消費税分が支払いの対象なり、還付の対象になってくるのかなというふうに考えております。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） ちょっとわかりにくかったですね。あの消費税に公営企業ってありますか、特別会計に地方自治体の特別会計下水道などの消費税の計算は大へん難しい、ややこしいみたいでして、使用料や受益者負担ですか、そういうものには掛かってくるけれども、補助金とか繰越金とかそういうものには掛からないということがありますよね。支払った工事費などの消費税を引いて、あと計算していくということが出ております。それを見た場合に、その年度においての1年間の中で計算をしていくということがありますので、今回こういうふうに全部を差し引きされて、後は大丈夫なのかなということも思ったりをします。

この計算の仕方というのを、やっぱり今後また10パーセントとというのも計画がされていますし、これは多いにこう関係がしてくることでですので、よくなんていいですかね、検証されて計上していただきたい。

その点で、先ほどの答弁ではちょっと理解ができなかったですが、もう一度答えていただけますでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） えっと、休憩をいただいて簡単に出る答えではないというふうに思っていますので、この本会議の場でそういうことを言うのはなんですけれども、時間をいただいて、あらためて中身を説明をさしていただくということでご理解をいただければと思います。お願いします。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第9 議案第9号

○議長（山路 有君） これから平成31年度当初予算4件を順次議題といたしますが、質疑終了後議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますので、総括的、基本的な質疑までにとどめていただきたいと思いますようお願いします。

そうしますと、日程第9、議案第9号平成31年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてを議題とします。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。歳出はありませんか。三島議員。

○議員（5番 三島 尋常子君） 5番三島です。2点お伺いします。1点は今回の予算を見ますと自治会に対する支援金とか、コミュニティの推進補助費とかそういうものが全額削減されております。30年度に改めて村長から、自治会コミュニティづくりということに取り組みられた関係において、なぜ今31年度においてこういう予算の組み方がされたかということをお伺いします。

あと1点ですが、教育費についても小学生の人材育成、それと中学生グローバル時代に即した人材育成だとして、オーストラリアへの研修旅費が組まれておりました。それも、小中学生ともに全額削減されております。この考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 骨格予算ということで、ここは新たな首長さんがその地域をどんなふうにつくり上げていくのかということ、さらには人材育成をどんなふうに進めていくのかということでは、これまでやり続けてきた土台はありますけれども、土台といいますか、歴史や経過はありますけれども、それをそのまま予算するということでは、次の首長さんがそこで手を加えられるということも考えられるわけですが、それはそれとして、新たな首長さんのお考えにおまかせをしていくのが本来だろうなと思っての、今回は提案をしておりませんのでご理解をいただきたいと思いますが、これまでやり続けて、わたしここに座らせていただいて、16年座ったわけですが、それを決して否定的な考え方ではおりません。前に進むべきだというふうに思っていますけれども、そうはいっても人が変わるわけですので、村の方向を舵取りされる方が変わっていきますので、その方にお任せをするという考えであります。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 村長がおっしゃいますこともよくわかりますが、地域づくりっていうのは切れていくものではないと思っております。村長が30年度進められようとしてきたことというのは、わたくしは大へんいいことだと理解しております。希薄になりつつあるものを、

きちつこう、みんなで支え合って行こうという取り組みっていうのにはわたくしは賛同しますし、以前からもそういうふうには考えておりました。ですがこれがいっぺんにゼロになってしまふっていうことは、なかなか理解ができない。村民の人にもどうなんだろうなっていうことを思います。せっかく職員を配置されて進められてこようとしておることが、次の時に引き継いでいけるのかなということも思います。まあ、次の方の考えもあると思いますが、それはそれとして、その時に改善していかなければいいことではないかというふうに受け取っています。

それと教育費についてでありますけれども、これもまだ、オーストラリアは毎月20日ですか出発をされるようですけれども、どういうふうになるかはわかりませんが1回してみたということではなかなかわからないと思いますし、これを組んで置いて、予算をしておいて次にこういうふうに、全員を何かに行かせるんだという方向に替えていくという予算の取り方もあるでしょうし、そこあたりを考えた時に、一度にこう今までの事業がなくなっていくということは、わたくしは後退ではないかというふうにとったわけです。その点よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 後退とかという表現ではないと思ってますよ。あの、これまでやり続けてきたことを、それぞれの担当課で引き継ぐべき事項を何なのかということ、今整理をさせていただきますので、当然こういうものは引き継いでいきますし、予算もこんな状態だということも当然繋いでいくわけでして、このことが大事だなあといいことで評価をしていただきますのは非常にうれしいですけれども、ありがたいですけれども、その重要性は皆さんが、認識が変わらない所だと思っています。

今の特に日吉津村という、どちらかと言えば特異な自治体になりつつありますので、その中の重要事項ということは、皆さんが共通の認識だと思ってますので、それを次に引き継ぐかたちというのは、やっぱり次にお任せすべきだとわたしは思っています。そのものを、同じものを予算をしておいてこれですよということは、あんまりにも次の首長に対して、わたし自身は失礼だと思ってますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。

ほかに歳出についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に歳入についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第 10 議案第 10 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 10 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、歳出についての質疑を終わります。次に歳入についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 11 議案第 11 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 11 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、歳出についての質疑を終わります。次に歳入についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 12 議案第 12 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 12 号平成 31 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、歳出についての質疑を終わります。次に歳入についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号、議案第10号、議案第11号、及び議案第12号については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第12号は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただ今設置されました予算審査特別委員会の委員長に橋井満義議員、副委員長に松田悦郎議員を指名したいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって予算審査特別委員会の委員長に橋井満義議員、副委員長は松田悦郎議員に決定しました。

日程第13 議案第13号

○議長（山路 有君） 日程第13、議案第13号の施設の区域外設置に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 4番、加藤です。この議案は淀江を走りますどんぐりコロコロの管理者が変わるといふところの、設置、村長と市長との覚書といふところで、第3条に経費はすべて米子市が持つといふ項目がありますが、補正予算の時に同僚議員からバスの関係の補正のところ、この部分には入っていないといふかたちの答弁がありましたが、経費負担、出るものでしょうか、ないものでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 加藤議員のご質問にお答えします。あの、協議書のとおり経費については、すべて米子市が負担といふことでうちから出すものはありません。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 路線がイオンの東館から出て、県道に行って、温泉線に行って、回っていくと、ここの中に日吉津村の方も利用されてかまいませんという項目がありますけれども、停留所なんかがあるんですかこれ、日吉津の中に。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 通過する部分ですので、停留所についてはイオンモール日吉津の東館のみです。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。この協議書っていうこれは日吉津村がつくったものでしょうか、米子市が考えられたものでしょうかね。どっちなんでしょう。といいますのは、これを読んでみました時に、今吉地内に設置することということは、なんかわたしは停留所でも通るところにできるのかなということを思っていましたけれども、そうではなくて通過することですね。そしたら設定かなと思ったり、設置という言葉どうなんだろうなということを思いました。率直にその点を申し上げておきたいと思います。

それから図面ですけれども、図面にもここなんか、要所、要所といいますかそれを入れていただくと皆さんにもわかりやすいなということを思いましたけれども、わたしたちは、ああ県道だなというのがわかるんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。協議書については向うからの分で協議書ということで作っておられます。で、一つは設置することということで、以下区域外設置という言い方になっておりますけれども、これ公の施設の区域外設置及び他の団体の公施設の利用ということで、地方自治法の第244条の3に、それから協議については議会の議決を得なければならないという、そういう文面の中でのものですので、一応公の施設の区域外設置ということで設置という言葉を使っているということでもあります。

それから図面につきましても、向こうからいただいたものですけれども、たしかにあの周辺が何があるか分かりにくかったということで、今後は、その辺気をつけたいという具合に思います。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。2、3質問させていただきます。まああの、今ま

での話で米子市の方から要請があったということで、この協議書を交わされるということになったんだなということはわかりましたけれども、これはどれくらいの利用者を予想しておられますでしょうか。

あるいは、ここ通過するところが一本線でしてありますけれども、一部イオンの方に入りますけれども、これは方向的には両方向なんでしょうか、ちょっとという点がわかりませんので説明していただけたらと思います。また、検討の段階ですら、一部の議員からイオンなんかにもおってもらたらどうだいという話も出たんですけれども、路線追加というような場合は向うから要請があって、この部分だけということだったんじゃないかと思えますけれども、中通りますし、たとえば村民の人がうなばら荘からイオンに行きたいというような、出てくる可能性もありますよね。それから村内の施設として、将来的にうなばら荘も利用してもらおうということであれば、たとえばうなばら荘なんかも寄ってもらったら、せっかくの機会ですので、いうことだったんですけれども、路線追加などについて検討されたようなことはあるんでしょうか。その点ちょっと、お聞きしたいと思います。以上、3点。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。利用人数についてはくわしく聞いておりませんので、ちょっとわかりませんが、今回、元々通ってた路線を確保するために、運業者が変わるということで米子市がしていくんだということで、みなさんの希望があったということで、路線をそのまま残して形態を変えながら、このどんぐりコロコロバスを運営していくということですので、利用者はあるんだろうなという具合に思っております。

それから、路線については、いろいろ便がありまして両方向からの入りということになります。それから路線追加については、まったくこちらも考えたことがなかったし、向こうからの話もありませんので、その辺については、路線追加については今のところ考えておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。あの、せっかくの機会ですので、路線追加なんかをね、検討されたが将来的なこともありますので、いいのかなという感じが多少したものですから聞かせていただきました。このような区域外の設置ということでの関係なんですけれども、ここいわゆる県道部分がありますよね。イオンから海浜公園までの部分は県道だと思いますけれども、このあたりは県の方は承知しておりますでしょうか。あるいはこういう場合はいらぬということなんなのでしょうか。

それともう一点が、今後周辺町と同じようなことも想定されますよね、周辺の、たとえば大山町もありますよ、伯耆町もありますし、こういうようなところもやはり、日吉津村が栄えてくれば来るだけはいってきたい。交通の便も悪い、交通が思うようにならないというケースも出て来るんじゃないかと思えますけれども、その上でですね、ちょっとわたし考えたんですけれどもこのようにいわゆる協議といいますか、このようなする場合には通常は組合方式による、いわゆる協同処理されることが多いという解説書かなんかあったような気がしますけれども、今現在、西部広域で鳥取県西部広域連合というようなどころがありますけれども、そういうような所に追加というような形ではたしては出来なかったかなという気もあるんですけれども、そのあたりをちょっと、もし検討されておりましたらお聞かせ願えたらと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。最初の県等に話がしてあるかということで、先ほども申しましたように運営形態が変わりますので、道路運送法が元々事業用から自家用というような形に変わりますので、そういうあたりの検討、それから県の方への話はされているという具合に思っております。

それから組合方式ということでもありますけれども、西部広域という話はまったく今まで出ておりません。特に路線の今回日吉津村の中を通る、米子駅を回る、巡回型についても県とそういう交通会社、西部地域の地域交通の協議会の中でそういう話をしておりますので、元々そういう話がありますので、路線バス等の関係についてはそういう中で話がされていくという具合に思っております。これは米子市のどんぐりコロコロバスの関係ということでご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 最後1点、ちょっと念のためにお聞かせ願いたいと思えますけれども、まあ協議、協定ですので協定書を交わすわけですけれども、たとえばこれ一方的な理由で日吉津村の方が、これはもうご遠慮願いたいということであれば、そういうこの協定書ってというのは一方的に破棄したり、あるいはその段階で協議、協議するという、ここにありますよね。疑義等の決定という項目があつて第5条になるんですけれども、こういうところで多分協議が掛けられるということだと思えるんですけれども、そのあたり、ある程度こちらの方強引にですね、この路線はやめてくれということが言えるんでしょうか、そのあたりはどのように思われますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。言われますようにこの第 5 条で、疑義が生じた場合は米子市長と、日吉津村長が協議して定めるということで、今の段階ではなかなか、うちの方から路線を通すなというような話はできないかなというふうに理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 今のこの交通体系の問題ですけれども、この県が段取りをしてイオンを中心にした右回り、左回りというものをつくられましたけれども、決してこれが日吉津村とかとなりの米子市とかで議論をして、この体系ができるというような非常に難しいというふうに思っています。ですので、それは県に頼らざるを得んということだと思いますし、それからまあこの度のイオンを中心にした、右回り左回りという路線ができましたけれども、さらに県が考えていらっしゃるの、次の線も考えていらっしゃるということで、具体的には申し上げませんが、西部圏域の中からイオンを発着にするような考え方もあるようでありますので、さらにこのあたりの交通網、いわゆる公共交通機関を使われるエリアは、そして人の対象は増えていくというふうに思っていますので、ことほど左様に今の西部圏域の中ではイオンさんの存在が大きな存在になってきたなあというふうに思っていますので、まあ、蛇足的な補足をさせていただきました。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（3 番 松本二三子君） 3 番、松本です。これ高齢者さんが多分免許を返納されるのに、イオンとかに買い物しやすくなったのかなと思ったんですけれども、日吉津的にはイオンにたくさん買い物に来ていただけるのでありがたい話だとは思うんですけれども、1 点だけ議案説明資料の方の説明に、コロコロバスの運行事業者が事業撤退されることを受けて、市町村運営有償運送への変更となると書いてあるんです。ここにいかにも、市町村もいっしょにやりますよという見方ができるような書き方なので、わたしも米子市だけが多分お金が、わたしも米子市だけがお金を払えばいいのかなとちょっと、思ったんですけれども、これについてちょっとお願いします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員のご質問にお答えします。先ほどもちょっと説明しましたけれども、道路運送法の中で今まで事業用ということで、みどりナンバーで路線バスをしていたものが、第 78 条自家用、白ナンバーということで有償ということで、市町村運営有償運送という

中で、地域の住民等を輸送するという形態に変わるということで、こういう言い方をさせていただいたということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 14 議案第 14 号

○議長（山路 有君） 日程第 14、議案 14 号鳥取県西部町村就学支援協議会規約を変更する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（8 番井藤 稔君） 2 点ほどちょっとお聞かせ願えたらと思います。これ見さしていただきますと、内容的には 5 条で組織の構成の人が変わる。これは多分抜けられるのが村長が抜けられるから、7 名が 6 名に減らされとるんじゃないかなとわたしは推測しとるんですけど、それから実的には 6 条、7 条のあたりが、今回あらたな付加される内容かと思うんですけども、この点でちょっとお聞きしたいと思いますけれども、地方教育行政法の一部改正等に必要で、一部改正があった時にですね、いわゆる村長が教育長任命されるという形になった時に、いわゆる迅速さを求めるということから、そういうようなあらたな委員会システムになったと思うんですけども、そのあたりが地方教育行政法の一部改正の時に、教育委員会の運用が変わった時に、これも変わるべきじゃないだろうかな思うんですけども、今回改正が必要されたなんか特別な判断といいますか、そういうのはあるんでしょうか。構成町村もやはり、同じようなこの度なんでしょうか、この改正については。以上ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） あの、従来この西部町村の就学支援協議会は 2 年後ごとだったな。2 年ごとに予算を持って、持ち回りで 7 町村やっていたけれども、それでその該当町村の首長さんがこの会の会長になるということになっていましたけれども、就学指導の支援協議会ですので、中身は就学前のですね、就学をどこでされるのが子どもさんにとって一番いいのかという議論をする会議で、そこで判定をするということですけども、一応判断を下すということですけども、最終的にはご家族の親御さんの判断によって就学先が決まっていくわけですけども、その

就学支援協議会の中では、この児童はこここういう教育が良いのではないですかという議論をする場ですので、それにおいて首長ではなしに、現場で携わっていらっしゃる教育長に長をまかせたのがいいのではないかと、首長はそこのところはどちらかと言えば縁が遠くなっています。責任は持ってますけれども、現場を一番知っておるのは、教育長であるのでこの協議会の会長を教育長に任せようというところの改正ですのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。

〔「あら、他にも聞いてなかった。あっええです、まとめて全部言っていたでいて」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですから質疑を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。なお、次回の本会議は3月20日水曜日午後1時30分
から行います。本議場にご参集下さい。ご苦労様でした。

午前 11 時 45 分 散会
